

法科大学院での憲法教育

—— 2013 年入学既修者までの分析に基づく ——

君 塚 正 臣

はじめに

以前、筆者は、横浜国立大学法科大学院初年度の 2004 年度春学期に開講された「憲法Ⅱ」の成績状況等を点検しつつ、未修者に対する憲法教育のあるべき姿を提言した¹⁾。2 年後には、その後の 2 年間の「憲法Ⅰ」の成績状況を追跡しつつ、同様の検討を行った²⁾。その後暫く空いたが、本稿は、それらに続けて 2013 年度既修者コース入学者まで（未修者コースについては 2012 年度まで）の成果を追うことで、法科大学院での憲法教育がどうあるべきかを検討するものである。特に、その後、司法試験の結果が判明してきており、殆どの法科大学院学生にとって何より大切な「結果」との相関を分析できるようになったのであり、初期の頃の初学者の成績動向に基づく観測が正しかったのかどうかの検証も可能となっていることも、分析を行う理由である。また、本法科大学院が未修者を中心とするとのコンセプトで設立されていた³⁾ことに鑑み、本稿での分析の中心もまた、未修者教育の成否に重点を置くことにしたい。

ところで、横浜国立大学法科大学院は 2019 年度から入学者募集を停止することを 2018 年 6 月に発表しており、このような分析を行うことについて、今更との感を覚える方もないのかもしれない。しかし、まず、現在も憲法の授業は残っており、以上の成果をそこに反映させる余地はある。逆に、終わりが近いのだと

すれば、総決算のようなものが必要である。それと同時に、この分析は、本学以外の法科大学院での憲法教育などに反映できる筈である。その意味で、本稿には意味があろう。学内で反映されないのなら、公開してみたい気もある。これが、この時期に本内容を公表する理由である。

なお、2013 年度既修者コース入学者までを限定的に対象とする理由について、多少説明しておかねばなるまい。第 1 に、法科大学院修了生全員について司法試験の結果を待つのが相当な時間がかかりそうなことである。2018 年度の未修者コースの入学者が全員修了するのは、最も遅いと 2027 年となる恐れもある。司法試験を受験し終えるのは 2031 年となる恐れもある。仮にそうなると、筆者の本学での定年年齢を過ぎ、さすがにこれを待っているわけにはいかない。第 2 に、2013 年度から、国際社会科学研究所の研究院・学府への移行などに合わせて、本法科大学院のカリキュラムが改正されており、憲法に関しても、憲法と行政法を半分ずつ学習する「公法演習Ⅱ」が 2 年次秋学期に新設されたことなどがある（これに伴い、行政法を軸に 3 年次春学期に開講している旧カリキュラムの「公法演習Ⅱ」は「公法演習Ⅲ」に改称された）。第 3 に、2013 年認証評価を受けて、追試験制度を廃止したため、これを境に本試験成績の持つ意味が変わる可能性がある。第 4 に、「公法演習Ⅰ」の担当者は筆者と原田一明であった（2014 年度は非常勤として）が、2015 年度か

表1 未修者コースの基本データ

入学年度	修了者数	司法試験合格率
2004	37	35.14
2005	31	58.06
2006	35	42.86
2007	44	27.27
2008	38	21.05
2009	32	40.63
2010	30	50.00
2011	29	44.83
2012	21	47.62

表2 既修者コースの基本データ

入学年度	修了者数	司法試験合格率
2004	10	100.00
2005	17	29.41
2006	11	72.73
2007	10	90.00
2008	8	50.00
2009	12	50.00
2010	4	50.00
2011	3	66.67
2012	13	53.85
2013	4	50.00

ら御幸聖樹に交代したこと（2020年度は大江一平に代わる予定である）がある。第5に、ほぼこの頃から、本法科大学院の定員割れが始まり、入学者のうち既修者の比重が極端に小さくなったことなど、その性格の変化が顕著になったことがある。募集定員もその後、25名に削減することとなった。該当区分の対象者がいないか、ごく少数のため、基本データを示し得ない区分も生じてしまう。また、第6に、個人情報の管理が次第に厳しくなり、2016年度からは一般教員に学生の出身大学が伝わらない（出身学部は伝わる）ことになったため、分析基準が失われ、同じような統計処理ができないこととなる⁴⁾。併せて、第7に、カリキュラムの変更に伴い、筆者が法科大学院の憲法科目を毎年全て担当することになり、それまでとは異なり、2013年度入学の未修者コースの学生からは1年生科目両方のデータを分析できる事情がある。また、第8に、2015年に司法試験の憲法の問題漏洩事件が発覚し、長年、主査に「君臨」してきたこの委員が失脚し、大石眞らを軸とする委員体制に代わり、それによって出題傾向が変化した⁵⁾ことに、2013年度入学生頃から対応せざるを得なくなったことがある。以上のような数多の事情のため、これにそれ以前とそれ以後を同じように語れる事情にないことが挙げられる。この分は、より密な分析が可能な要素とそうでない要素が相反する。要は、2013年度辺りを境

に、前後を単純に比較できない要素が多いのであり、逆に、これを境に両サイドでは、年度を超えて比較することに抵抗が比較的少ないことが、ここで区切る大きな理由である。

本稿はそこで、2013年度既修者コース入学者までの成果を分析することで、約10年間、学生数においては大半の横浜国立大学法科大学院の憲法教育を再考し、今後の教育を^{いすな}考える礎としたいと考えるものである。

1 基本データ

2004年度入学者から2013年度既修者コース入学者までの修了者数と、司法試験合格者数は、未修者・既修者別にそれぞれ表1、表2の通りである。トータルの司法試験合格率が全国平均に達したことは稀であったが、未修者・既修者別では、概ね健闘してきたのであり、特に未修者合格率はかなり高かったと言ってよいのである。これ以外に、旧司法試験合格者が2名、後に予備試験枠や他法科大学院修了者枠で最終合格した者が、筆者が把握している限りでも6名あるので、法学部を擁さない大学の法科大学院としては、法曹養成に大いなる成果を上げたと言って過言ではないのである⁶⁾。

但し、年度別に見ると、落ち込んでいるところがある。まず、既修者については、2005年度が明らかに低く、同年入学の未修者よりも成果を上げなかった。これは、2004年度入学者

表3 未修者コースの出身学部

入学年度	法学部	その他社会系	人文系	自然系
2004	17	6	8	6
2005	22	5	1	3
2006	21	7	6	1
2007	36	3	1	4
2008	22	7	6	3
2009	20	6	4	2
2010	26	3	1	0
2011	22	4	2	1
2012	17	1	2	1
合計	203	42	31	21

（人文には芸術・体育・家政を含む）

表4 未修者コース司法試験合格者の出身学部

入学年度	法学部	その他社会系	人文系	自然系
2004	8	3	1	1
2005	12	2	1	3
2006	9	1	4	1
2007	9	2	0	1
2008	5	2	0	1
2009	7	3	3	0
2010	13	2	0	0
2011	8	3	1	1
2012	8	1	0	1
合計	79	19	10	9
最短合格	34	6	2	7

（人文には芸術・体育・家政を含む）

の初年度の成績状況も踏まえ、既修者シフトとしたことに原因があると思われる。明らかにこの年度の既修者コースの入学者（中退2名を含め、19名）は多い。当時、横浜国立大学法科大学院が募集要項で示した募集定員は50名、定めはないが、既修者は10名程度と発表していたので、それから外れていた。他年度はコンスタントに成果を上げており、本学の既修者コースの適正入学人数は当初10名前後であったことは検証できる。既修者重視と未修者重視のそれぞれ強硬派があり、既修・未修の入学者比が大きく揺れていたことは、（無論、本当に、既修コースの受験者の入試成績がそのように年度毎にスイングしているのであれば、仕方のないことであるが、そうでないとすれば、）本法科大学院の教育システムを不安定にした感がある。

未修者についても、成果が低く出てしまった年度がある。初年度である2004年度は、当初の期待感と比べると司法試験合格率はやや低い結果に留まった。これには、初年度故の問題があらう。1999年途中で構想が初めて示され、一気に現実化し、手探りで始まった法科大学院制度の中で、適性試験を用いること以外、入試について各法科大学院は一から考えるしかなかった。その中で、本学も入試を行ったのであるが、すぐに、面接試験の成績と入学後の科目

成績との間に負の相関が目立つことが明らかとなった。このため、その後速やかに、配点や面接試験の扱い、その方法を改善したのであるが、改善を要する入試であった分の影響があったことは否めない。また、初年度、社会人の入学者が多く、久しぶりの学生生活を謳歌し過ぎたこともあるのかもしれない（一部には、旧国際関係法専攻科目の過大な受講、バーベキュー・パーティの実施、或いはこれや盛大な新入生歓迎会を焚きつけた非法科大学院所属の教員がいなかったわけでもないことなど）。

2007年度と2008年度の落ち込みは解りづらい（但し、2007年度には旧司法試験合格者がある）。2012年度入学までの未修者コース修了者の出身学部別の合格率は、表3、表4に基づいて計算すれば、法学部系（同政治学科などを含む）38.9%、それ以外の社会科学系45.2%、人文科学・家政・体育・芸術系32.3%、自然科学系42.9%であり、当初の読み通りに人文科学系の合格率が最も低い。「それ以外の社会科学系」が最も高く、うち、国公立大学出身者の合格率は61.5%、横浜国立大学経済・経営学部出身者のそれも61.5%である。また、自然科学系はこれに準じて高い合格率で、しかも合格者9名のうち7名は入学から最短の3年少々で合格しており、法律学の素地が殆どなかったことを思え

表5 未修者コース法学部出身者の国公立別

入学年度	国立	公立	私立・外国
2004	4	0	13
2005	5	3	14
2006	7	2	12
2007	10	4	22
2008	7	1	14
2009	1	1	18
2010	3	4	19
2011	4	1	17
2012	2	1	14
合計	43	17	143

表6 未修者コース司法試験合格者の法学部出身者の国公立別

入学年度	国	公立	私立
2004	2	0	6
2005	2	1	9
2006	6	0	3
2007	2	1	6
2008	1	0	4
2009	0	1	6
2010	3	2	8
2011	0	1	7
2012	2	1	5
合計	18	7	54

ば、驚異的である。法曹の多様性⁷⁾に寄与してきたと言えよう。これに対して、法学部系の合格率は特に高いとは言えない。また、表5、表6に基づいて計算すれば、そのうち国公立大学出身者の合格率も41.7%（但し、他に旧司法試験合格者がある）で、特に高いとまでは言えない。私立大学などの出身者の合格率は37.8%と若干低く、有名校であっても特に高いわけではなく、意外な健闘も見られるなど、「看板」から予測できることも少ない。但し、法学部系出身者は、入学から最短の3年少々で合格した割合は合格者の4割程度で、「それ以外の社会科学系」などに比べれば、さすがに高い。以上のような一般的傾向が見られる。総じて大学入試科目が多く、理数科目を含んでいた修了生の司法試験合格率が高いことは、非法学部出身者では一般的に、明らかである。だが、2007・2008両年度の出身学部構成は特段のものではなく、合格率向上に不利に働いているわけではない。両年度の法学部系出身者の国公立大学出身比率は38.9%、36.4%と、平均の29.6%と比べて寧ろ高いのである。つまり、こういった比率が両年度の成果に不利に働いたのではない。ところが、法学部系出身のうち、両年度の私立大学などの出身者の合格率は27.2%、28.6%と平均よりやや低い程度だが、国立大学出身者のそれは

20.0%、14.3%と極端に低いのである。この不振が司法試験合格率に響いたのである。ただ、そうである理由は不明である。両年度の出身大学構成が総じて特徴的なわけではない。以上のマクロの分析では原因は解明できないと言うべきである。全国的な未修者コース修了者の合格率を表7に示したが、2009年度と2010年度の修了生（入学年度としては、2007年度と2008年度にほぼ相当）の合格率が前後に比して低いとは言えないため、全国的な低合格率に呑まれたというようなことは言えない⁸⁾。

2004-2006年度入学者に限っては、もう少しの追跡ができる（無論、不合格者の追跡はできず、あくまでも合格し、入学した者のデータである）。2004年度入学者では、途中経過として、適性試験には入学後の成績と正の相関があるということであったが、最終的な司法試験合格者と未合格者と比較すると、適性試験の平均点はそれぞれ82.3点、80.6点と、合格者の方がやや高い。これに対し、論文試験は56.0点、57.1点、面接は39.0点、40.5点（50点満点）と、総じて負の相関がある。相関係数としては、適性試験が0.18、論文が-0.08、面接が-0.14である。この傾向は2005年度入学者でも変わらず、相関係数としては、適性試験が0.17、論文が-0.21、面接が-0.04である。一般的にも、「新司法試験

表7 全国的未修者コース出身者の司法試験状況

修了年度	無留年修了	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	累積合格者	合格率
2006	2,564	636	242	90	32	12									1,012	39.5
2007	2,569		492	229	138	40	33								932	32.6
2008	2,541			458	249	139	48	41							935	31.9
2009	2,392				413	261	187	55	33						949	33.4
2010	2,141					429	273	138	49	65					954	36.1
2011	1,613						332	206	111	81	52				782	36.1
2012	1,171							280	145	93	55	41			614	36.6
2013	911								188	144	75	51	49		507	37.3
2014	717									148	98	73	73	56	448	41.0
合計	16,619	636	734	777	832	881	873	720	526	531	397	331	356	286	7,880	

（未修者合格者合計には2015年度以降の修了生も含む。無留年修了者は文科省、合格者は法務省、合格率は日弁連発表より作成）

の合格閾値という意味で適性試験が非常に安定していることを示唆⁹⁾するとの指摘があり、入試の種類では、適性試験の信頼度が相対的に高いことは司法試験の結果まで待っても同じようである。但し、本法科大学院については、2006年度入学者の司法試験合否との相関係数は、適性試験が-0.15、論文が0.03、面接が0.40であり、面接試験の信頼度が急上昇し、適性試験のそれが下がっている。面接とは、応答能力を第一に問うものだという意識改革が教員間で進んだ結果だと信じたい。他方、論文試験の信頼度は低いままであった。

2013年度にカリキュラム改革がなされ、公法系科目としては新たな「公法演習Ⅱ」が2年次秋学期に新設された。この科目の新設により、憲法科目が2年春学期から3年秋学期までの実質1年2カ月空くという状況が改善された。また、憲法の演習科目は1単位分増えたことになる。判例演習に終始せざるを得なかった時代と比べ、若干ではあるが問題演習の機会を増やせるようになった。

2004年の法科大学院開設当初、行政法の講義科目は2単位1科目で始まり、実務演習科目にも「公法」と名の付くものはなく、全体的に公法系科目の軽さが目立っていた。早々に「行政法Ⅱ」を設置したのに続き、「公法演習Ⅱ」

が設置されたものである。これにより、演習・実務演習・総合演習科目は4科目となり、刑事系と並び、司法試験科目が1.5倍ある民事系の3分の2となり、漸く公法系の法曹教育体制が整った。また、2010年度から設置された「比較憲法」の受講者も増え、憲法解釈のための背景的理解を強めることとなった。

2 未修者コース分析

以上を前置きに、憲法科目から司法試験を見直してみたい。未修者コース修了者・中退者の各科目の司法試験合格者・不合格者別の平均点を表8に纏めた。例外的な科目を除き、やはり、最終的に合格した修了生は、そうでない修了生・中退者の平均点より高い。特に、2004年度入学生の「憲法総合演習」のように13点以上、2009年度入学生の「憲法Ⅱ」、2005年度・2011年度入学生「憲法演習Ⅰ」のように12点以上、2011年年度入学生「憲法演習Ⅰ」のように約11点、2009年度・2012年度入学生の「憲法総合演習」のように9点以上の格差があるものもあった。ただ、総じて得点差は6点内外であり、意外と大差はないという印象である。

次に、年度毎に各科目の得点（本試験の総合点、再履修となった者は1回目）と司法試験の合否との相関係数を算出した。表9である。司法試

表8 未修者コース司法試験合否別平均点

入学年度	憲法Ⅰ		憲法Ⅱ		公法演習Ⅰ		公法総合演習	
	合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格
2004			80.46	74.65	76.46	75.20	72.31	59.16
2005	77.55	75.82	77.33	73.53	70.67	61.12	73.28	64.40
2006	84.15	76.29			77.67	72.95	71.84	65.61
2007	75.50	75.54			72.00	68.67	74.27	70.75
2008			83.50	77.19	80.03	72.02	73.59	68.31
2009			81.12	68.56	75.54	64.55	70.72	61.34
2010			76.13	64.93	75.51	63.40	72.89	66.44
2011			71.59	69.54	67.01	63.99	73.48	66.73
2012			75.63	69.35	71.18	68.14	79.72	70.34

(不合格には旧司法試験合格者、予備試験当資格での合格者を含む)

験の合否に最も影響しそうな科目は、3年秋学期、つまり司法試験直前の「公法総合演習」であろうと思われたが、2年春学期の「公法演習Ⅰ」も高いことがしばしばである。これに対して、1年次の講義科目の相関係数は、例外的な2年度を除いて0.2前後と低く、その後に様々な逆転要因があることを示唆する。憲法に関しては、2年の夏になって、当該学年の出来不出来をある程度予言できることになる。そして、「公法総合演習」が、年度を問わず相関係数が安定している。但し、総じてその数字が0.4程度であり、やっと中程度の相関であるとも言える。司法試験の合否に与える公法系科目の影響力はその程度であって、旧「司法試験は民法の試験」、「憲法の勉強をするより民法や民事訴訟法の勉強の方が成績に直結する」という「格言」の意味が若干は証明された形である(残り、民事系科目の追跡調査なしには証明できない)。他方、「公法演習Ⅰ」の成績と司法試験合否との相関がある程度あることは、憲法訴訟に関わる主要判例を網羅的・総合的に学ぶことの重要性を示すものではないかと思われる。

科目相互間で見ると、表10のように、1年次科目と、2年春学期の「公法演習Ⅰ」の間の相関が、年度にもよるが、相関係数0.58の年度もあるが0.09の年度もあり、接近した学期

間であるにも拘らず、あまり高くなく、開設3年目の分析で読んだ通り¹⁰⁾であった。これに対し、「公法演習Ⅰ」と3年秋学期の「公法総合演習」の間の相関係数は0.25から0.64の間で、総じて0.45前後が多いことは、後者の科目が半分を行政法を含み、間1年余を置きながら、公法系演習科目相互間では中程度の影響があることを示している。このことは、総合的学習、論述力の獲得をもって憲法の安定した学力が得られることを示唆していよう¹¹⁾。

本法科大学院での成績は絶対評価を守ってきた。このため、例えば、受講生の数が少なくなると、よく指名されて平常点を稼ぎ易いのではないかという程度の疑念もないではないが、総じて年度を跨いだ検証ができる。各年度毎の事情を捨象して、年度毎の分析ではサンプルの少ない、出身学部系統別の成果を見易い。表11を見れば、合格者と不合格者の平均点は、「公法演習Ⅰ」までは総じて5点内外に留まるが、「公法総合演習」では、「それ以外の社会科学系」、人文科学系、自然科学系共に、10点程度の差が生じている。全体の相関係数も、この科目だけ0.41と比較的高い(非法学部出身者では0.53とより高い)。非法学部出身者の「公法総合演習」を司法試験の合否別に図1に纏めたが、本法科大学院で当初言われた、専門科目平均点

表9 未修者コース各科目得点と別司法試験合否の相関

入学年度	憲法Ⅰ	憲法Ⅱ	公法演習Ⅰ	公法総合演習
2004		0.16	0.74	0.64
2005	0.16	0.25	0.51	0.37
2006	0.37		0.32	0.42
2007	0.06		0.19	0.37
2008		0.27	0.43	0.34
2009		0.70	0.45	0.60
2010		0.59	0.66	0.48
2011		0.13	0.17	0.35
2012		0.26	0.25	0.44

（合格に旧司法試験合格者を含む。不合格には予備試験当資格での合格者を含む）

表10 未修者コース各科目得点相互の相関

入学年度	1年次科目・公法演習Ⅰ	1年次科目・公法総合演習	公法演習Ⅰ・公法総合演習
2004	0.32	0.49	0.49
2005	0.32	0.29	0.25
2006	0.51	0.52	0.54
2007	0.09	0.24	0.53
2008	0.36	0.17	0.41
2009	0.51	0.64	0.64
2010	0.58	0.39	0.46
2011	0.18	0.20	0.32
2012	0.49	0.45	0.31

* 2005年度の1年次科目は「憲法Ⅰ」
（合格に旧司法試験合格者を含む。不合格には予備試験当資格での合格者を含む）

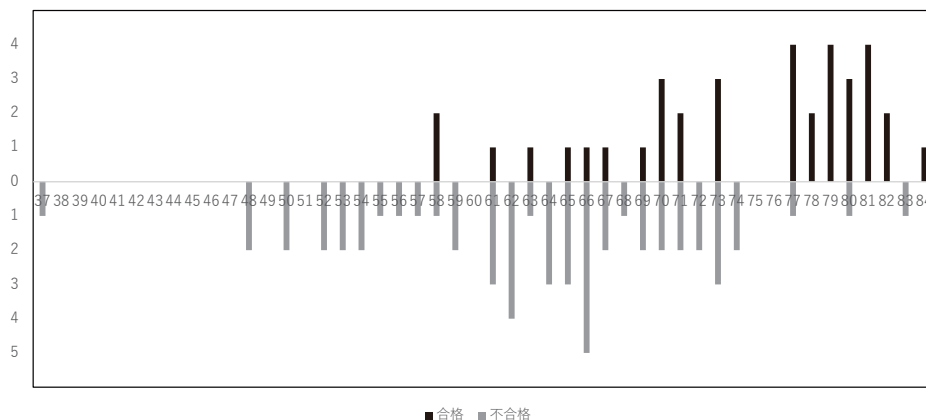


図1 非法学部卒未修者司法試験結果別「公法総合演習」成績

75点が司法試験合否の分かれ目という説に忠実にか、75点以上が合格確実、70点前半がボーダーラインという様相を示している。本科目は、非法学部出身未修者にとっては、修了を直前にして、司法試験合否の試金石にきちんとなっていたと言えよう。完全未修の学生だけでなく、担当教員としても、教育の成果を実感し易いと言えよう¹²⁾。

対して、法学部系出身者については、「公法総合演習」の点差でも、司法試験合格者と未合格者とで6.13点に留まり、それ以前の科目でも総じて点差が小さい。また、法学部系では、

科目間の相関も低めで、例えば、「公法演習Ⅰ」と「公法総合演習」の相関係数も0.23程度しかない（未修者全体では0.30）。憲法科目と司法試験との相関も低く、「公法総合演習」ですら漸く0.35である。各結果相互間の相関は低く、それぞれが独立の事象である傾向が見て取れる。憲法科目成績からは、法学部系出身者の司法試験の合否は読みづらく、意外な合格・不合格を見るのである。

2004-2006年度入学者については、入試の既修者認定試験（それ自体は不合格）の成績との司法試験結果との相関係数も判明するが、2004

表 11 未修者コース司法試験結果別平均点等

合否	学部系統	憲法 I	憲法 II	公法演習 I	公法総合演習
合格	法学部	79.10	77.43	72.87	73.09
	その他社会系	82.04	76.36	77.06	74.42
	人文系	79.00	80.10	74.88	72.63
	自然系	78.36	80.60	73.73	74.66
	全体	79.32	77.66	73.78	73.38
	法学部	76.01	71.03	67.79	66.96
不合格	その他社会系	77.45	70.66	68.53	65.05
	人文系	72.70	74.08	70.78	62.02
	自然系	67.67	78.94	69.95	64.06
	全体	75.69	71.76	68.40	65.96
	法学部	0.16	0.34	0.27	0.35
司法試験結果との相関係数	非法学部	0.31	0.24	0.32	0.53
	全体	0.20	0.30	0.28	0.41

(合格に旧司法試験合格者を含む。不合格には予備試験当資格での合格者を含む)

年度で 0.20, 2005 年度で -0.47, 2006 年度で -0.06 であり, その時点の法律科目の成績は, 司法試験の結果をおよそ予測できるものとは言えなかった。既修者認定試験の受験者の大半は法学部出身者である。

このことから想像するに, 他学部出身者, いわゆる純粋未修者は, 入学当初の成績は決定的ではなく, 勉強が進んで 3 年次に成績を上げた人がそのまま司法試験合格に至っている構図である¹³⁾ が, 法学部系出身者は, 多分に入試の成績とも無関係に修了まで混戦が続き, そのまま合否混沌としたまま司法試験に突入しており, 何が司法試験合格の決め手なのかが判然としない (いわゆる純粋未修者が法科大学院の授業を大切にしながら法学部系出身者もそれを大切にすれば成果を挙げたであろうに, そうしなかったのではないかの疑念もある) のである。

3 既修者コース分析

横浜国立大学法科大学院の設置時の触れ込みが, 未修者教育中心の法科大学院であったため,

表 12 既修者コース各科目得点相互の相関

入学年度	司法試験・公法演習 I	司法試験・公法総合演習	公法演習 I・公法総合演習
2004	—	—	0.29
2005	0.08	0.23	0.63
2006	0.37	-0.04	0.23
2007	0.09	0.24	0.53
2008	0.44	0.69	0.41
2009	0.27	0.55	0.44
2010	0.44	0.30	0.76
2011	0.18	0.20	0.32
2012	-0.96	0.82	-0.62
2013	0.22	0.10	-0.03

* 2004 年度は全員合格

(合格に旧司法試験合格者を含む。不合格には予備試験当資格での合格者を含む)

既修者コースの学生数は少なく, 公法系科目関連の入学年度別相関を見ることはあまり適当でない。例えば, 2012 年度の司法試験の合否と「公法演習 I」成績との相関は強い負の相関となっているが, これはこの学年が 3 名で, 極端な結果が生じてしまったものである。こういった信頼性の低さを承知で入学年度毎の相関係数を表 12 で見ても, 司法試験の合否と, 両科目の成績との相関係数は 0.25-0.30 程度であることが多く, 相関は決して高くなく, 前述の, 未修者コースの法学部系出身者と類似の傾向が見られる。既修者コースの学生については, 公法系科目の高成績は司法試験合格の保証書になっておらず, 悪い成績でもその逆ではない。教室外の蓄積で最終合否は決まっているか, 民事系科目などに力を注いで欲しいということになる。

そこで, 法科大学院側としては, 既修者コースの入試においては的確な査定を行うことが, より肝要であることが示唆される。2005 年度・2006 年度入学者については, 入試結果と司法試験結果との相関も判明する (2004 年度入学の既修者コースの学生は全員が司法試験に合格しており, 相関係数が示せない)。だが, 2005 年度入学者の司法試験結果との相関係数は, 適性試験が 0.23, 法律科目が -0.27, 面接が -0.14 である。

表 13 既修者コース司法試験結果別平均点等

合 否	学部系統	公法演習 I	公法総合演習
合 格	法学部	75.38	72.91
	その他社会系	72.90	72.45
	人文系	82.43	75.43
	自然系	75.63	74.27
	全 体	75.28	73.03
不 合 格	法学部	68.54	66.09
	その他社会系	65.33	65.50
	全 体	68.65	66.36
司法試験結果との相関係数		0.33	0.34

*人文系、自然系の不合格者はごく少数のため省略
(合格に旧司法試験合格者を含む。不合格には予備試験当資格での合格者を含む)

2006年度入学者については、適性試験が0.31、法律科目が-0.05、面接が0.61である。未修者コース入試と同様、面接試験の2006年度における信頼度の向上も確認できるが、それ以上に、既修者コースの入試においてすら、総じて適性試験が相対的に信頼でき、一見、最も信頼できそうな法律科目試験が最も信頼性を欠いていたことが衝撃的である。科目間の採点の厳緩の不均衡にも原因があった恐れがある（未修者・既修者比率を巡る対立の反映なのかもしれない）。

全年度を通じて見ると、「公法演習 I」も「公法総合演習」も、司法試験合格者と不合格者とは、表 13 で見るように、平均点が7点弱異なる。ただ、僅か7点弱だとも言える。学部系統別に見ても、合格者39名、不合格者37名（中退者7名を含む）と既修者の大半を占める法学部系出身者について見てもこの傾向は変わらず、経済学部などの「それ以外の社会科学系」出身者（合格者11名、不合格者6名（中退者1名を含む））では、合格者・不合格者の点差が接近している。全体として見て、司法試験結果との両科目の成績との相関は0.33と0.34であり、経年的に見ても、相関があまり高くないことが確認できるものである。両科目の成績相互間の相関係数は0.51と中程度の相関であるから、法科大学院の公法系演習科目はセットにして語

れよう。そう考えると、既修者コースの学生の司法試験結果との両科目の成績との相関は、未修者コースの法学部系出身者のそれと似ており、入試の成績に多分に相関がなさそうなのに続き、入学後の憲法科目の成績からも司法試験の合否があまり読めないものである。

おわりに

以上、分析結果を纏め、今後の法科大学院教育全般への示唆を行いたい。

法学部法(律)学科以外の出身者の未修者コース入学者については、最終的な司法試験の合否は2年春学期までの公法系科目からは読みづらく、最終学期末に成果が表れる印象である。また、データは少ないが、入試成績から読むことも難しいと思われる。強いて言えば、国立大学出身者や社会・自然科学系学部出身者が優位に立っていることから、未修者コースの入試では数理的・論理的能力を主に評価する試験を行うべきように思われる。それを目安に、入学してみないと法曹適性は皆目解らないと言えよう。3年秋学期の最終科目まで見ると、いわゆる完全未修者の法曹養成・選抜として、横浜国立大学法科大学院の憲法科目は有効に機能してきたと言えようし、多分に、同法科大学院の完全未修者教育は成果を挙げていたことが推察できるものである（但し、これを言い切るためには全体データが必要だが、筆者はそれを入手する立場にない。全国的データは表 14 参照）。

法学部法(律)学科出身者は、未修者コースか既修者コースかにほぼ拘らず、入学後の基本的な憲法科目の成績が司法試験合格に結び付きにくく、入試の法律科目試験結果との相関も薄そうである。学部時代までの、もしくは法科大学院外での独自学習による蓄積に影響している可能性が高い。未修者コースの入試では、司法試験合格確率を測れないように思われる。法学部法(律)学科出身者は既修者コース進学を目指すべきである¹⁴⁾。未修者コース志願者に対して法律科目を課すことはできず、面接においても法

表14 定員に占める合格率(最近3年間平均)

	3年間 合格率			3年間 合格率
一橋法科大学院	78.04		関西学院法科大学院	20.00
京都法科大学院	76.04		白鴎法科大学院	18.75 ▲
大阪法科大学院	67.50		成蹊法科大学院	18.10
神戸法科大学院	62.50		立教法科大学院	17.86 ▲
信州法科大学院	61.11 ▲		法政法科大学院	17.78
慶應義塾法科大学院	60.00		明治法科大学院	17.61
東京法科大学院	54.79		南山法科大学院	17.50
首都大東京法科大学院	48.72		國學院法科大学院	17.50 ▲
創価法科大学院	47.73		関東学院法科大学院	17.39 ▲
早稲田法科大学院	45.43		日本法科大学院	17.22
名古屋法科大学院	43.16		愛知学院法科大学院	15.00 ▲
北海道法科大学院	42.78		西南学院法科大学院	13.33 ▲
中央法科大学院	42.18		愛知法科大学院	12.86
九州法科大学院	41.25		静岡法科大学院	12.50 ▲
獨協法科大学院	38.89 ▲		専修法科大学院	11.59
筑波法科大学院	36.11		青山学院法科大学院	11.43 ▲
東北法科大学院	35.33		大東文化法科大学院	10.00 ▲
鹿児島法科大学院	33.33 ▲		神奈川法科大学院	9.76 ▲
山梨学院法科大学院	31.43 ▲		名城法科大学院	8.89 ▲
学習院法科大学院	30.00		桐蔭横浜法科大学院	8.89 ▲
龍谷法科大学院	28.00 ▲		北海学園法科大学院	8.20 ▲
広島法科大学院	27.88		中京法科大学院	6.67 ▲
琉球法科大学院	27.78		久留米法科大学院	6.67 ▲
千葉法科大学院	27.50		東海法科大学院	6.67 ▲
岡山法科大学院	25.71		駒澤法科大学院	5.56
熊本法科大学院	25.00 ▲		近畿法科大学院	5.56 ▲
関西法科大学院	25.00		新潟法科大学院	5.00 ▲
香川法科大学院	25.00 ▲		広島修道法科大学院	3.33 ▲
島根法科大学院	25.00 ▲		東洋法科大学院	2.50 ▲
横浜国立法科大学院	23.33 ▲		東北学院法科大学院	▲
立命館法科大学院	22.22		大阪学院法科大学院	▲
甲南法科大学院	22.22 ▲		明治学院法科大学院	▲
京都産業法科大学院	22.22 ▲		大宮法科大学院	▲
大阪市立法科大学院	22.00		神戸学院法科大学院	▲
上智法科大学院	21.43		駿河台大法科大学院	▲
同志社法科大学院	20.38		姫路獨協法科大学院	▲
福岡法科大学院	20.00		全国平均	47.07
金沢法科大学院	20.00			

(君塚正臣「法学部関係者のための統計的思考のすすめ」横浜国際社会科学研究所 22巻4=5=6号97頁, 104頁表8 (2018) を更新したもの ▲: 募集停止)

律学の知識を問うことができないので、法科大学院側は、面接において学部成績などを問い、基本科目の成績が不良であるときにはその理由を質す必要がある。闇雲に(特に自校の)法学部出身者を未修者コースに傾斜的に大量に入学させた法科大学院は、法曹養成システムとして失敗しよう。既修者コースについては、堅実な法律科目の選抜試験が必要である。ここでも、適性試験の重要性が見えていた。

学生の質的違いが、未修者コースと既修者コースよりも、純粹未修者と「法学部出身の未修者及び既修者コース学生」の間にあり、法科大学院の憲法教育の意味が、総じて、法学部出身者か否かが一線であったことは興味深い。以上は、一法科大学院の一科目の経年的分析ではあるが、今後の法科大学院教育に興味深いデータを示しているように思われる。いわゆる「3+2」が一般化される今日、そういったコースでは、まずは18歳入試での4教科以上の論述試験や適性試験に代わる検定を要件とし、学部3年からの進学要件を成績で縛るべきである。また、未修者コースを適切に運用することもなお求められており¹⁵⁾、ここでも数理パズルや論理問題を中心とする適性試験に代わる検定、論述力テスト、面接をしっかり行うことが求められる。特に私学においては、当該コースについての18歳を対象とする入試制度・科目・方法(論述式の導入)の改革が必要ということになる。少なくとも法曹養成コースに限っては、3教科穴埋め試験からの脱却が急務である。2019年度入試から適性試験が廃止され、法科大学院の受験者数・入学者数共にV字回復を成し遂げたとの感想もあるようであるが、適性のない人の人生を誤らせただけに終わらないことは肝要¹⁶⁾であり、今後の経年的統計的追跡調査が必要であろう。単なる、既修者コースに入れなかった法学部出身者の救済手段にしないことが大切である¹⁷⁾。他方、法学部系出身者の未修者コースの司法試験合格者や成績上位者に、近時、いわゆる難関校ではない大学の出身者が目立つよう

になっており、入試担当者として選抜の適切さを、教育担当者として教育実感を深めたことも記しておきたい。

「司法試験に合格しても就職できるとは限らないということが社会的に定着して、資格試験としての魅力が大きく減退した」¹⁸⁾新制度の司法試験が「端的に言えば簡単な試験ということになって、優秀な人材を選抜するという機能が乏しい」¹⁹⁾という問題が指摘されるが、他方、苦節何十年、自殺者も多かった超難関の旧司法試験に近いものに戻すという、ノスタルジックな、もしくはアナクロニズムな野望は、そろそろ潰え去るべきである。だが、司法関係者・司法試験予備校関係者・法学部及び法科大学院関係者の中でその側がサイレント・マジョリティになっていないか、憂慮する。医師の養成課程の成否を参考に、18歳入試からの養成プロセスを見直し²⁰⁾、適性ある優秀な人材を法曹及び法学界が確保できることを祈念したい。無論、司法試験が優秀な法曹の選抜手段となっているかにも、併せて厳しい監視が必要である。

注

- 1) 君塚正臣「法科大学院・未修者への憲法教育—初年度前期実績からの考察」エコノミア55巻2号79頁(2004)。
- 2) 君塚正臣「続・法科大学院・未修者への憲法教育—3年間の実績からの考察」エコノミア57巻2号71頁(2006)。
- 3) 「本来、法科大学院教育は、未修3年コースを原則型とし、多様なバックグラウンドを有する、いわゆる純粋未修者(初学者)が、3年間の学修で『法会いつ専門家としての出発点に立つに必要な能力』に到達可能であることを前提にしているはずである。」花本広志「民事系コア・カリキュラム・サンプル—策定の考え方とサンプル」法曹養成と臨床教育11号22頁(2019)。同論文23頁は、「多くの法科大学院では、未修者が2年次に既修コースに合流することを前提として、『未修者が1年間で既修者のレベルに到達させる』とする制度設計をしている点に大きな問題がある」と指摘している。
- 4) 君塚前掲註1) 文献及び同前掲註2) 文献の分

析では、入試成績を統計処理したものが利用できたが、現在、一教員がこれを提示することを求めても了解される状況には、様々な理由から、ない、と言わざるをえない。このため、本稿では、その当時の年度以外では、入試成績と入学後の成績の相関のようなものは検討できない。このことは、法科大学院の入試の在り方を考えるのに重要であると思うが、法律系内では2016年度以降はヒラの施設研究図書委員(2015年度はヒラの入試委員)、3年だけ全学動物実験委員会委員という、現在の筆者の学内の役職的範囲を超えていることをお断りする。

- 5) 君塚正臣「新司法試験(憲法)論文式問題解説 2013-2017年一司法試験・法科大学院雑感を含む」横浜国際社会科学研究所22巻3号91頁、92頁(2017)の指摘の通り、「司法試験憲法で、オーソドックスな事例でない問題が多いことは遺憾である」。新司法試験開始以来の、原告・被告・あなたの立場での主張を問う問題が、2018年から崩れたことも遺憾である。戸松秀典と市川正人では始まった司法試験憲法の出題は、よくない方向に崩れてきているとの感が否めない。
- 6) 詳細は、君塚正臣「法学部関係者のための統計的思考のすすめ—司法試験を題材に」横浜国際社会科学研究所22巻4=5=6号97頁(2018)参照。横浜国立大学法科大学院は教育実績(特に未修者コースの)で退場したのではなく、入学者減少を理由とする経営判断で退場したのである。2018年の司法試験合格者は、異例の2名に落ち込んだが、それは募集停止発表後のことである。
- 7) 多様性という点では、女性の合格率の向上も課題である。松岡佐知子「女性法曹の増加の現状と課題—司法試験合格率の男女差の分析」早稲田大学法務研究論叢3号93頁(2018)参照。ただ、同論文の強調する、短答式試験での合格率の性差から、短答式対策を強調することは当該カテゴリーの受験生の最終合格率を向上させることには繋がるまい。短答式試験の最終的な配点は全体の9分の1であり、点差が付きづらく(標準偏差が小さい)、短答式の採点段階で不合格になる者は、全体の学習が進んでいない場合が多いからである。そして、もし本当に短答式試験が女性排除の装置と化しているのであれば、優秀な法曹の力量とあまり関係がないのであれば、短答式試験は廃止するかその意味をより軽減させる必要がある。
- 8) 補足すれば、「法科大学院制度が設立された頃は、志願倍率や競争倍率ともに極めて高かった」。白浜徹朗「司法をめぐる動き(27)—法科大学院と司法試験における選抜機能の減退について」法と民主主義517号44頁、45頁(2017)。

同頁の表も、「一斉登録時の弁護士未登録者数」が「平成21年度」までは200人を切っていることが示されている。

- 9) 椎名久美子ほか「適性試験の成績に基づく法科大学院別の新司法試験合格率の予測—既修および未修コースに関する検討」日本テスト学会誌4巻1号101頁, 111頁 (2008). 同ほか「適性試験の成績と法科大学院別の新司法試験合格率の関係—未修・既修コースの第1期生と第2期生に関する検討」大学入試センター研究紀要38号59頁 (2009). 同ほか「新司法試験合格率の予測モデルへの合格率関数の導入」同39号18頁 (2010). 荒井清佳ほか「項目反応理論を用いた法科大学院適性試験の年度間の比較」同41号1頁 (2012)も参照.
- 10) 君塚前掲註2) 文献80頁. 2004年度・2005年度未修者コース入学者について.
- 11) かと言って, 1年生から演習をするのはどうか. 高山加奈子「法科大学院で未修者教育を受けた立場から」法曹養成と臨床教育11号49頁, 52-53頁 (2019)は, 「1年次から思考型ソクラテスメソッドを取り入れている授業もあ」った琉球大学法科大学院時代を振り返り, 「このやり方は, メンタルの強い学生には有効な手段であるが, メンタルの弱い学生は潰れてしまう可能性がある. ゆえに, 1年次から思考型ソクラテスメソッドを取り入れるのであれば, 学生を選んでやるべきである」と述べる.
- 12) 同上51頁は, 「法科大学院で成果を出すためには, 先生方が『よい授業』を提供するだけではならず, 学生側の授業に対する信頼を得る必要がある」とし, それには, 「実績である. 実績」とは「歴代の卒業生は, おおむね成績上位者から順に合格している」, だから「ここで成績をあげ, 授業の達成目標を突破すれば合格に近づく」と信じられたこと」だと述べる.
- 13) 2004年度未修者コース学生を春学期「憲法Ⅱ」などの成績で追跡したところ, 春学期の中間実力判定試験では法学部(政治学科などを除く)卒とそれ以外にあった差が期末試験段階では急速になくなり, 特に自然科学系出身者は法学部卒を逆転していた. 君塚前掲註1) 文献87頁.
- 14) 大学入試センターによる適性試験は, 既修者コース入試については合格者が最後まで高得点側に偏っていたが, 未修者コース入試については緩まっていくことが追跡されている. それを踏まえて, 椎名久美子ほか「法科大学院適性試験の受験者集団と法科大学院の入学者集団の推移」大学入試研究ジャーナル22号57頁, 64頁 (2012)は, 「適性試験得点が低くて既修コース

に入学できなかった法学部出身者が, 比較的選抜がゆるやかな未修コースに入学した可能性も示唆される」と分析している.

- 15) 花本前掲註3) 文献23頁も, その「理念型」としての重要性を訴える.
- 16) 宮城哲「未修者に対する民法教育方法の提案—理想の法曹教育と司法試験の二兎を追う—一石二鳥の手法」法曹養成と臨床教育11号31頁, 33頁 (2019)は, 「旧司法試験では, 長年真面目に勉強をしているのに合格できない人が多く」, それには「知識で対応するタイプが多く」, 「知識を覚えてははき出すという受験勉強を繰り返してきた学生に従来のような法学教育を行うと」宜しくないと指摘する.
- 17) 花本前掲註3) 文献24頁も, 「3+2」の導入は, 「未修コースの院生であっても, 入学前に相当程度の法学学習歴を有している者が多いと思われるが, その傾向をますます固定化・助長することになりかねない」と, 懸念を示す.
- 18) 白浜前掲註8) 論文46頁.
- 19) 同上44頁. なお, より深刻なのは法学部の人気の低下である. 2019年度の入試において, 東京大学教養学部文科一類の難易度が国公立文系トップの座を譲った模様であるが, コンプライエンスや「法の支配」よりも金儲けに高い価値が置かれるようになると, 様々な秩序が崩れるのではないかと, 君塚前掲註6) 文献105-106頁同旨. その兆候はあちこちにあらう.
- 20) この点, 「資格取得までに要する費用や時間」「を減らすことのできる予備試験に受験生が流れることは, 当然の結果」だとする白浜同上47頁の指摘もあるが, 予備試験では実務教育の成果を十分に測っておらず, この一般化には疑問符が付く. 医師の養成が, 医師国家試験さえ難関であればよいわけではないように, 法曹の要請の軸は, それを養成する専門教育機関の筈であり, 入口から出口までの検証が必要であることに尽きるのではないかと.

付 記

本稿は, 平成30年度—令和4年度日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)一般「憲法訴訟論の適正手続・身体的自由への発展・展開」(課題番号18K01243)による研究成果の一部である. 本稿では, 原則として敬称は略させて頂いた.

[きみづか まさおみ 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授]